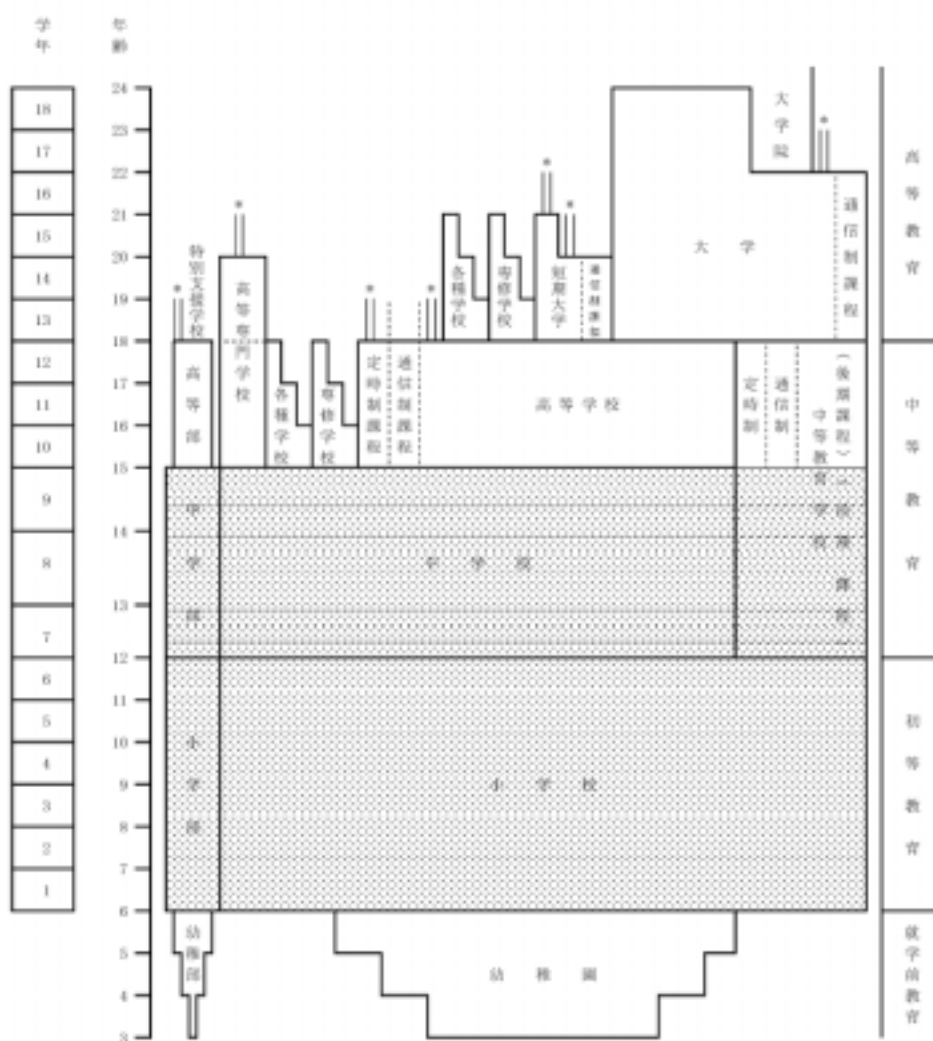


## 日本の教育制度の概要

日本の近代的な教育制度は明治5年(1872年)に始められ、100年以上の歴史をもっている。昭和22年に教育制度は大きな改革を経て今日に至っている。現在の制度は6・3・3・4制と言われているように、小学校6年間、中学校3年間、高等学校3年間と大学4年間の制度である。小学校と中学校の教育が義務教育である。しかし、高等学校への進学率は97%を超えるほど高等学校は普及し、また大学・短期大学への進学率も平成17年度に50%を超えている。

### 日本の学校系統図



- (注) (1) 網点部分は義務教育を示す。  
 (2) \*印は専攻科を示す。  
 (3) 高等学校、中等教育学校後期課程、大学、短期大学、特別支援学校高等部には修業年限1年以上の別科を置くことができる。

## 高等教育

日本の高等教育は大学、短期大学、高等専門学校、専修学校からなる。大学、短期大学の入学資格は 12 年間に渡り初等中等教育を修了していることが基本である。入学資格は「外国において 12 年の正規の学校教育における課程を修了した者」等、外国からの入学希望者にも適用されている。

### 1) 大学

大学は学術の中心であり、幅広い教養を身につけさせるとともに、専門の学芸を教授し、また研究する高等教育機関である。高等学校卒業者もしくはそれと同等以上の学力があると認められたものが大学に入学できる。大学には学部等の教育研究組織が置かれ、学部教育の修業年限は 4 年（医学、歯学、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするもの及び獣医学の課程は 6 年）である。大学の学部卒業者は学士の学位が授与される。

多くの大学にはさらに高度の教育研究を行う大学院が置かれている。大学院には大学の卒業者もしくはそれと同等以上の学力があると認められたものが入学することができる。大学院には標準修業年限 2 年の修士課程と標準修業年限 5 年の博士課程がある。後者は通常修士課程に相当する前期課程とそれに続く 3 年の後期課程に分かれている。医学、歯学、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを目的とするもの及び獣医学は 4 年間の博士課程のみである。それぞれの課程の修了者には修士または博士の学位が授与される。

また、平成 15 年度から高等専門職業人の養成に特化した専門職大学院の制度が整備されている。専門職大学院には、標準修業年限 2 年を基本とする専門職学位課程が置かれており、その課程の修了者には専門職学位が授与される。

### 2) 短期大学

短期大学は専門の学芸を教授し、職業または実生活に必要な能力を育成することを主な目的とする高等教育機関である。短期大学の入学資格は大学入学資格と同じである。修業年限は 2 年または 3 年である。平成 17 年 10 月以降の短期大学卒業者は短期大学士の学位が授与される。短期大学には学ぶ分野により学科が置かれている。

### 3) 高等専門学校

高等専門学校は中学校卒業者が進学する修業年限 5 年または 5 年 6 ヶ月（商船に関する学科）の教育機関である。高等専門学校は深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成するところである。